

令和6年度 第3回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和6年8月22日（木） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ203・204号室

出席者：委員6名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・田中委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

計画策定支援委託事業者：1名

委員長：これより令和6年度第3回国分寺市男女平等推進委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局：資料の確認をさせていただきます。今回、3点になります。資料1といたしまして、「第3次国分寺市男女平等推進行動計画」の骨子案になります。参考資料が2点ございまして、参考資料1は、第4次、1つ前の国の計画における成果目標の動向になります。参考資料2につきましては、第5次、現行の国の男女共同参画計画の成果目標の動向になります。こちら参考資料2点につきましては、会の中で特に触れることはないのですけれども、資料として、必要であれば見ていただければと思います。資料は以上の3点になります。

委員長：ありがとうございます。それでは議題の1「第3次国分寺市男女平等推進行動計画骨子案」について、です。説明は前回に引き続き、委託事業者様よりお願いいたします。

計画の構成は大きく分けて1から4の4パートになっているようです。本日は1「計画の策定にあたって」と、2「計画の基本的な考え方」を検討していきます。では、まずは「計画の策定にあたって」の部分について説明をお願いいたします。

委託事業者：よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

それでは、第3次国分寺市男女平等推進行動計画の骨子案の1つ目の1、「計画の策定にあたって」の箇所の説明をさせていただければと思います。計画の構成につきましては、前回の会議において計画書の構成というところでの目次というか、インデックスというか、そういう形のご案内をさせていただいておりますので、その順に作っております。

1ページを御覧ください。計画の策定の趣旨ということで大まかな説明はしていますが、今回、令和7年3月に計画の期限を迎えることから、今回第3次のほうを作るという趣旨で記載をしております。

次に、計画策定の背景、2ページのところからは、社会の変化というところで、少子高齢化が進む中で、家族の在り方が変わってきたりというところで、

子育てによる離職とか、非正規雇用の就業を選択する女性が増えてきているところであったりとか、貧困などの生活上の困難の状況があるところ。コロナウイルスというところでのまたそういう経過もありつつ、直近のその国際的な原材料の価格の上昇とかでの家計の圧迫というところが、やはり社会の変化というところで書いております。

次に、2の「国の動き」、こちらは現行の計画のほうから新たに追加しているところになります。3ページの下のところの最後の2段、困難女性の支援法ができていているというところ、LGBT法ができていているというところを追加しております。

次に、飛びまして4ページで「国際社会の動き」、こちら追記するような形で、下のほうに「国連では」という文章から、こちら追加しておりますSDGsというところの記載があることと、あと、一番最後のところでの平成28年のところ。そちらの内容を追記しております。

次に5ページ、「国分寺市のこれまでの取組」ですが、こちらは、作成中とさせていただきます。今、追加しているというところでは、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定したという記載をしております。

次に、6ページの第2次行動計画の進捗状況、取組の進捗状況につきましても、今、集計整理中です。その中で7ページの成果目標における実績につきまして、令和5年度の実績の記載をしております。御覧になってそちらの比較をしていただければというところですが、こちらのほうで大きく達成しているところで注目するのが「『ジェンダー』という言葉の認知度」というところで、令和6年度80%認知のところは90%を超えている、周知されているという成果目標が見られるかなというところになります。

次に、8ページ以降になります。国分寺市の現状というところで、統計情報や、アンケートの結果というところの国分寺市の男女平等に関する状況を簡単に概要としてまとめております。

まず、8ページに関しては、人口の推移で、市の人口はまず微増傾向にあるという形の記載をしております。

次に、9ページの②番、年齢3区分別人口の推移、こちらも年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに微増となっているところです。

次に、10ページの世帯の推移、世帯数は増えております。1世帯当たりの世帯人員は徐々に少なくなってきておりまして、一人暮らし、核家族化というのが、少しずつですけれども進んでいるという状況です。

次に、家族類型で、核家族、単独世帯、その他世帯というところを国分寺市、都、国との比較で記載をしております。こちらは核家族のほう为国分寺市は5割になっておりまして、東京都よりも核家族の割合のほうが大きいです。国全体としてはまだ核家族の割合は少ないという形になっております。

次に、11 ページを御覧ください。人口の流出、流入状況を示しております。転入・転出というところで、国分寺市から移住してきた方、出ていった方というところを年齢別でだしています。女性、男性ともに 20 代というところの移動というのが最も大きくなっております。

次に、12 ページ、「未婚率の推移」というところで、平成 22 年から令和 2 年にかけて、男女ともに 20 から 24 歳での未婚率が上昇している一方で、男女とも 30 から 34 歳で未婚率が少し下がっているところになります。

次に、「合計特殊出生率の推移」は、国と東京都と全国、こちらのほうの推移を示しております。図のとおり、平成 27 年の 1.34 をピークに下降になっています。今、令和 4 年が最新値なのですが、1.17 になっております。

次に、13 ページを御覧ください。国分寺市の方の就業の状況になっております。男女別で人数を記載しており、市外で就業している方が多くなっております。その下の雇用形態に関しましても、女性では正規雇用が 44.7%で、男性では正規雇用が 67%というところで男性のほうの正規雇用がまだ多いという形です。

次に、14 ページの女性の年齢 5 歳別の労働率です。旧来の社会構造としては、結婚してから出産という経過があるところで離職されていて、一般的に M 字線とかよく言われていますが、そういった線になっている形です。国と比べると M 字の谷というところが、40 歳以降の上昇が少ないというところが見られるのかなというところです。

次に、15 ページを御覧ください。こちら審議会・議会に関する現状で、審議会の委員や議会における女性の割合の動向です。審議会に関しては、平成 27 年度以降上昇しているという形で、39.9%となっています。

次に、議会における女性議員の割合で、議会なので選挙等の変動があると思いますが、令和元年以降で 36.4%となっております。

以上が統計から見た状況となっております。

次に、市民の意識として、アンケート調査結果の概要を記載しています。16 ページから順に説明いたします。

16 ページ 1 番、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望と現実です。仕事、家庭生活、個人の生活の希望としてはどれを優先しますかというところと、実際はどれを優先されていますかという質問です。男女とも希望では、全てのバランスを取りたいというのが最も多くなっています。一方、現実のほうは、全てのバランスを取っているというところは減っているのですが、性別によって、例えば男性のほうは仕事を優先としている方が多くなっていますが、女性は、全てのバランスを取っているというところと、家庭生活を優先というところがボリュームゾーンという形で、男女別に優先度の希望と現実が変わってきています。

次に 17 ページ、「ワーク・ライフ・バランスで重要なこと」で、労働時間の負担短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワークなどの多様な働き方の促進が最も多くなっております。男女別で見ますと若干変わっていきまして、男性のほうで最も多いのが職場の理解やトップの意識改革となっています。

次に 18 ページ、「育児・介護休業（休暇）の取得状況」です。まず①の育児休業については、男性と女性のところで 10 ポイントの割合の差があります。ちなみに平成 27 年度のアンケート調査では、女性が 11.9%、男性が 1.7%となっていましたので、前回よりも増加しているというところです。

次に、20 ページを御覧ください。自身とパートナーの働き方、就業についての考え方というアンケートの結果です。男女別で見ていただくと、自身の働き方というところは、女性では働き続けるが一時中断して再就職するというところが最も多く、男性は結婚、出産、子育て、介護にかかわらず働き続けるというところが最も多くなっています。

パートナーへの希望、男性が女性に求めるもの、女性が男性に求めるものというところを見ますと、女性ではパートナーに対して、結婚や出産、子育てにかかわらず働き続けてほしいというのが多くなっております。男性から女性に対しては、働き続けるが子育て、介護の時期は一時やめる、休業するというのを希望としているが多くなっております。

次に、21 ページを御覧ください。「女性が再就職するために必要なこと」で、男女ともほぼ同じような形になっておりまして、最も多いのが労働時間の短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワークなどの多様な働き方を実現するための制度の充実が最も多くなっており、次に保育制度、学童クラブや介護支援サービスなどの充実となっています。

次に 22 ページ、「家事等の役割分担の現状」で、男女別で「自分でする」を見ると、男性より女性のほうが多くなっているのは、10 項目中 9 項目はほとんどです。特に食事の支度や食事の後片づけ、掃除、洗濯、日常の子どもの世話においての差は大きくなっています。

次に 24 ページ、「男女の地位の平等感」です。特に男性が優遇されているところの割合が非常に多いところは、政治の場で、社会通念・慣習・しきたりなどというところが、いずれも男女別で見ると、男性より女性のほうが割合が高くなっております。平等になっているというところで、学校教育の場は平等になっているという割合が多くなっていますが、やはり全体的に男性優遇の比重はまだ傾いているというところになっています。

次に、25 ページを御覧ください。「男女平等社会実現のために学校教育の中で必要なこと」で、学校の中でというところで、男女の区別なく個性や能力を生かせる指導の充実、日常の学校生活の中での男女平等の実践、男女平等の意識をさせるための授業を工夫して実施というところが主な 3 つになっており

ます。

次に 26 ページ、「セクシュアル・マイノリティの方が生活しやすくなるために必要なこと」で、最も大きいところでは学校教育におけるセクシュアル・マイノリティに関する知識、理解の習得、次に、気持ちや情報を共有できる居場所づくり、法令の制定や制度の見直しとなっています。

次に、27 ページを御覧ください。「男女平等に関する広報啓発の状況」で、国分寺市の男女平等推進条例であったり、計画のところの認知状況です。こちら、名前も内容も知っているという方はかなり少ない状況になっています。知らないというのはやはり半数以上となっていますので、広報啓発というのはもっとしなくてはいけないという結果になっております。

28 ページの男女平等推進センターの利用状況。女性で利用したことはあるというのは、令和2年で2%というのが最も多い状況で、ほとんど利用したことがないという形になっております。利用したことがない理由は、やはり男女平等推進センターがあることを知らなかったが多くなっています。

次に、29 ページ、30 ページのところで、男女平等社会を実現するために必要な施策に関連するものです。男女平等の実現感として男女別で見ますと、十分実現していると、かなり充実しているというところの割合は、男性が多くなっており、男女とも少しは充実しているという割合が高くなっているのですが、やはり「少し」という感覚でしかないという現状が表れています。

30 ページの「男女平等社会を実現するために必要な施策」では、仕事と家庭生活を両立できるように育児・介護への支援、学校場で男女平等意識で育てる教育の充実、が全体的に半数を超えており、そこに重点をおくという回答となっています。

以上がアンケートの結果からみた意識の状況というところで、計画の策定に当たった内容です。以上です。

委員長：ありがとうございました。一通りご説明がありましたが、全体を通してご意見等ありましたらお願いいたします。

事務局：事務局です。すみません、説明を補足させていただきますが、この最後、この計画という形で1冊の本にまとめますが、パートが大きく4つに分かれておりまして、今ご説明させていただいた大きいローマ数字のⅠの部分では、計画の策定に当たって、社会的な背景や、これまでの計画、進捗状況、それから今説明のあった統計の情報や市民アンケートの情報といった計画策定の前提となるものを、資料として掲載することとしています。ここにつきましては、ご意見、何か過不足があればご意見いただきたいと思っています。それから今、説明がありましたが、もう少し深く聞きたいなどのご質問もあればお願いいたします。

これ以降、ローマ数字の大きなⅡのところでは、課題を大きく5つに分けていますが、骨組みのところを見ていただき、次回以降、ローマ数字Ⅲのところ

で個別の各課の施策、取組、最後Ⅳは資料ですが、4つのパートに分かれています。今は、その1つ目のパートについてご意見、ご質問いただければと思います。

委員長：皆さんが考えていらっしゃる間に私から質問させてください。14 ページですが、女性の年齢5歳階級別労働率で、国分寺市が東京都に比べるとM字が深く、40代以降に仕事に戻ってきていないということですね。この原因は何と推察されましたか。

委託事業者：先ほどのアンケートの結果で、20 ページの「自身とパートナーの就業についての考え方」というところで、男性のほうは、女性に対して一時的に休んでほしいというところ、女性は男性にずっと働いてほしいというところで、役割分担的なところの意向が強いのかなという事を感じてまして、子育てとか、そういった部分でこのM字の40代のほうは低くなっているのかなと、個人的にも考えています。

委員長：13 ページに男女別の雇用形態がでていますが、国分寺は東京都に比べると、女性の正社員は少ないけれど、よく見えないのですが、パート・アルバイトは国分寺のほうが多いですね。

委託事業者：そうですね。

委員長：ですね。その上のところに、市外で働いている人が多いけれども、市内で就業している市民は女性のほうが多いということを合わせて考えて、どうなのかなというのをお聞きしたかったのですが、どうでしょうか。そこに、パート・アルバイト、もちろん小平市とか国立市とか近くで働く方もいらっしゃるかもしれないのですが、パート・アルバイトをできるだけワーク・ライフ・バランスを取りながらするのであれば、近くで働かれる方が多いと思うのですが、それにもかかわらず、もしかしたら就職先がなく、このM字が深いのか、それとも、そもそも戻ってきたいと思う人が少ないのか、その辺は何か分からないのでしょうか。それが今後の施策にも影響するのではないかなと思ったのです。できたら個人の感想ではなくて、データに基づいて推察できることをお願いしたいのですが、パート・アルバイトの人が市内で働いているのか、市外で働いているのかというのも、取っているから分かるのですよね、データから。

委託事業者：そうですね、国勢調査から引用しているので、確認させていただければと思います。

事務局：今すぐだと難しいですね。

委託事業者：はい。

委員：今、委員長が言われたことと関連するのですが、20 ページのところで、仕事はしたいと思うのですよね。女性も。仕事はしたいけど、職場が、仕事が少ない。それができる環境にないというのが大きいのではないのかなと、すごくこれを見ていると思うのです。男性が女性に働き続けるな、一時期はやめる

などということを要望しているということですが、今、時代的に見ても、男性が1人の給料で女性と子ども、家庭を養っていくことは非常に厳しいような時代になっているわけですから、そうすると、働ける体制、働ける環境が市内にあれば、あるいは保育所にしても学校教育にしてもいろいろあるのだと思いますが、そういう要望がほかの意識調査では出てきているわけですから、そういった環境さえあれば、働き続けることができると読んでもいいのではないかなと思うのです。4割ぐらいの人が働きたいと言っているのですから、その辺の読み方を、この数字だけ見て、これが一番多いです、これが一番少ないです、みたいな形の解釈ではなくて、全体を総括的に、総合的に見ながら、一体どういうことを行政がすれば、市民の人が一番思っている要望にかなうのかというところで施策を作ってもらったどうかと思います。

委員長：せっかくこれだけ統計資料もあって市民意識調査もせっかくしたわけですから、これを施策に生かすにはどうするかというところは、ぜひ職員の方からご意見を聞きたいなと思います。

事務局：はい。

委員：2ページの「社会の変化」のところの文章ですが、まだこれから吟味なさるとありますが、2行目から。「出産・子育て等による離職や非正規雇用での就業を選択する女性が子育て支援に取り組んでいるものの、依然として多くいます」。少し意味が解せないなので、よく吟味していただいてと思いますので、よろしくお願いします。

事務局：はい。

委員長：ほかいかがでしょうか。では、もう一度、質問させていただきたいのですが、26ページで、「セクシュアル・マイノリティの方が生活しやすくするために必要なこと」という市民意識調査の結果ですが、学校教育の場だったり、場所づくりというところが非常に多い。その中で、「ポスター・リーフレットによる啓発」というのは物すごく僅かなわけですね。ということは、これまでやっているリーフレットを配布してということは、望まれてもいないし、効果がないということで、この状況を改善するにはというところで施策につなげていかれたほうがいいかと思います。ほかのところでも同じようなことが。

その辺考えていらっしゃるところかもう1つお聞きしたいのですが、28ページに男女平等推進センターの利用状況です。これは周辺のほかの自治体も同じような意識調査されていると思うのですが、ほかのところはどうなのでしょうかと、もしほかの自治体でもう少し、例えば5%とかでも多いところがあったら、では、そこは何か特別なことをしているのかとか、そういう分析があれば、では、国分寺市で男女平等推進センターを活用するにはどうすればいいかというヒントが出てくるのではないかと思います。

事務局：はい。

委員：18 ページの「育児・介護休業（休暇）の取得状況」で、男性、女性の普及率がありますが、例えば取得したことがある、育児休業、女性が 19.3、男性が 9.2 で、達成度でいくと、結構、今まで成果目標の 20%が令和 5 年度実績で 58%まで上がっているのですが、では、この内訳として、女性は何日取って、男性は何日取っているのだろうか。育児休暇取りました、3 日という男性と、育児休暇取りました、1 年とか 2 年の違いというのはこのデータでは出てこない、アンケートでは分からないです。取得状況というより割合、男性が何日ぐらい。これは 1 日でも取ったになってしまうかなと思うと、女性で育児休暇取りました、で 3 日なんていう人は多分いないと思うのですよね。そこも知りたいなと思いました。何日ぐらい取っているかなというのは。取ったか取らないかだけでは実態は分からないなと思いました。

委員長：アンケートで何日というのは聞いていないですよ。

委員：アンケートで分からなくても、資料がありましたら知りたいです。

事務局：そうですね、アンケートでは「取ったか取らないか」しか取っていないのです。何日取ったか。職員だったら分かるかもしれないのですが、市民の方というと、国勢調査などでも出ていないので、これから調べるのは難しいかと思います。

委員：参考として職員はどんな感じなのかなというのをいただければ。

事務局：はい。

委員長：いかがでしょうか。

委員：最初のほうに戻るのですが、男女平等推進センターと普通の人が聞いたときに、ここは何をすところか、もしかして一般の方が理解できていないのではないかなと思うのです、私がたまたまここのお部屋を借りていますが、普段お友達としゃべっていてそういう話は出てこないし、そのように感じております。

委員長：これは前回の意識調査とあまり変わっていないですね。

事務局：男女平等推進センターを知っているかどうか、毎年の市民アンケートでも項目に入っているのですが、その数値も本当に微増というか、ほぼ変わらない形になっています。

委員：これ、23 区と多摩地域の同じような調査、どれぐらいかというのは。

事務局：そうですね、確認します。

委員長：他になれば先に進んでいいですか。次に計画の基本的な考え方の部分について、説明をお願いいたします。

委託事業者：次の「計画の基本的な考え方」、31 ページからです。「計画の基本的な考え方」で計画の内容の方向性になってくるかと思います。進め方というところ です。

まず、31 ページの計画の（２）の位置づけのところになります。計画の位置づけとしては、国分寺市男女平等推進条例の第 5 条に基づき策定する計画。あと、男女共同参画社会基本法第 14 条 3 項に基づく市町村男女共同参画計画。

後で説明させていただきますが、本計画の課題1と2というところを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法の第6条第3項に基づく市町村推進計画として位置づけ。あと、課題5の中の項目の1から5のところを配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律、DV防止法です。第2条の3第3項に基づく市町村基本計画。あと、課題5のところの6の項目ですが、その部分に関しては困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、困難女性支援法第8条の3に基づく市町村基本計画と位置づけております。また、SDGsというところで、持続可能な開発目標というところで「誰一人残さない」社会の実現を目指すという要素も基本計画に反映することにしております。

次に、「計画の性格」は、重なっているところもありますが、「第2次国分寺市総合ビジョン」や、その他関連する分野別計画との整合性を図るということ。こちらの会議からのご意見と、ワークショップやパブリック・コメントでの市民参加の下に策定するということ。市民、事業者などと協働して取り組んでいくこととなっています。

次に、「計画の期間」は、令和7年度から令和14年度の8年間としております。社会状況の変化など、計画の進捗状況を踏まえて内容のほうも若干の変更と、見直し等をさせていただければと思っています。

次に、33ページを御覧ください。計画の推進の方法です。推進体制としては、国分寺市男女平等推進委員会で重要事項や行動計画の進捗の審議をしていただくということ。市民、事業者等との連携と協働をすること。国や東京都の関係機関と連携していくこと。行動計画の効果的な進行管理で、年次報告を作成していく事。配慮することについては、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や障害のあることなど、あと日本で生活する外国人であることに加えてというところで、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画全般にわたって人権尊重の観点から配慮していくこととしています。

次、34ページの「計画の基本理念・目標」です。まず、計画の基本理念としましては、国分寺市男女平等推進条例の第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念としたいと思います。1、性別にかかわらず誰もが個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度または慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。2、性別の観点から、社会における制度または慣行をできる限り中立なものとする。3、市における政策または事業者等における方針の立案もしくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらず誰もが対等に参加できること。4、性別にかかわらず誰もが家庭内での協力及び社会

的支援の下に、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域などにおいて活動することとを両立できるようにすること。5、国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。これを計画の理念をしたいと思います。

次に、計画の目標として、こちらのほうは今の現計画と同じ、「男女の人権を尊重し、だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち」としております。

次に、35 ページ、36 ページを御覧ください。計画を推進するに当たって5つの課題を挙げております。基本としては第2次の課題を踏襲する形で整理させていただいております。

まず、課題1「男性中心型労働慣行の見直し」、これまで日本企業で常態化してきた長時間労働、年功的処遇を前提とした働き方は男性が子育て・家事・介護等に関わる機会を奪い、一方で女性の家庭での役割を固定化し、出産・子育てを機に退職せざるを得ない状況や、家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまる要因となっております。男女がともに仕事と生活を両立しながら、その個性と能力を発揮して活躍するためには、長時間労働の削減と男性中心型労働慣行を見直すことにより、男女が互いに責任を分かち合いながら仕事にも家事・育児・介護等にも携わり、地域活動や自己啓発など、あらゆる場で活躍できる社会を目指す必要があります。こちら課題1です。

課題2「女性の活躍の場の拡大」、女性が様々な場で活躍する社会の実現には、男女が性別による差別や制約をなく活動し、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。家庭における負担を軽減するための子育て・介護への支援や育児・介護休業・休暇への理解促進、再就職への支援などを進めるとともに男性の家事・育児・介護への参加促進、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があるという事。組織の政策や方向を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、男性も女性も活躍しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことも必要だということです。

課題3は、「男女平等意識の醸成」です。男女平等の実現に向けた現状を具体的に見えるようにすること、市、市民、事業者等に自主的な行動が波及していくような取り組み、学校教育において個人の考え方、意識の形成というところでは学校の教育が大事という事で、教育に携わる者が男女平等の理念を理解した上で、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を進めることが重要ということになっています。

次に課題4「男女平等に関する広報・啓発活動」です。法制度や、先ほどあったように周知の方法というところが大事という点で、広報・啓発活動。こちら様々な機関や団体と連携し、男女平等に関する広報・啓発活動を推進する

必要があるということ。

次に課題5「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」です。こちらDVです。暴力の防止という取組が必要なところと、今回新たに法律として困難女性支援法という、あらゆる複合的な課題を、問題を持っている女性に支援をしていこうという事で、こちらの施策を進めて、福祉の充実を図ることが必要だという課題としております。

前回のところと変わっているところが、前回では課題4の学校教育です。男女平等教育の充実を課題4のほうにしておりましたが、やはり課題3のところの男女平等意識の醸成のところにも関連していくと。醸成という意味では教育の充実というところにもつながっていくということで、課題3の男女平等意識の醸成のところにも男女平等教育の充実の内容を含ませております。

もう1つが、先ほど説明した困難女性支援法で困難女性を支援するというところ、課題を、DVの項目のところになりますが、性別に起因する暴力や人権侵害の根絶として入れております。

そちらを整理したものが施策体系、37 ページ、38 ページです。現状施策のところに関しては、現計画のところを踏まえての整理をしています。

次に、39 ページです。先ほどの現計画でも成果目標というところがありますが、この施策を取り組むこととして成果目標を設定します。基本的に現計画を踏まえていますが、まだこちらは検討しているところであります。

以降に関しては、この施策の体系ですとか、課題というところを踏まえて施策を整理して、また取組を検討し、組み立てていければなと思っております。

説明は以上になります。

委員長：ありがとうございます。それでは、説明が終わりましたが、今の部分でご意見ございますでしょうか。

委員：38 ページの課題5は、法的な根拠に基づいてこれを課題としていることになると思うのですが、前回だったか前々回に配られた男女平等に関する市民意識調査報告書の中には、配偶者やパートナー、恋人間の暴力などについてという、結構重い項目の調査があつて、これの経年比較が、私は見てすごくびっくりしたのですが、令和2年と比較すると、例えば平手で打つとか、足で蹴るとか、刃物を突きつけて脅すとか、そういった項目について、どんなことがあっても許されないというのが、1つを除いて全部の項目で下回っていたのです。駄目だと思う人が減っているということですよね。令和2年と令和、この最新の令和6年3月で比較すると、間にコロナがありましたけれども、コロナがあつたら平手で打つても足で蹴ってもいいと思う人が増えるというのはどう考えてもおかしいですね。けれど、そこが低下する根拠がよく分からない。よく分からないけれども、思いつくのはそれぐらいしかない。だけど、そういうのがあつたらそういうものが下回ってしまうというのは、結構時代を反映した

項目だと思います。

先ほど言えばよかったのかもしれませんが、いっぱい出ているではないですか、市民の意識についての調査項目が。どうしてここに出てこないのでしょうか。これが全く出てこないで、しかも成果目標のところには、5番目だかのところに、夫婦間における暴力を許されないと認識する人の割合というのがいきなり出てくる。これが何を根拠としてこのようにしている説明がつかないので、この調査項目、すごく多岐にわたっていて、ここに入れるの、冊子みたいに作る上で大変だなと思うぐらいページ数を増やしてしまうかもしれないと思いますが、私、これ入らないと法的根拠以外に課題5がここにこのように出てくる説明が足りないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

事務局：本当にまさにおっしゃるとおりと思っています。市民アンケート調査の結果をこの会議でお伝えしたときにも、委員さんからその辺り、なぜ平手で打つとかが駄目というのは100%にならないのだろうというお話はあったと記憶しています。まさに課題5を設定するところで、おっしゃるように、大事なところだと思いますので、アンケートの結果を追加していきたいなと思っています。

委員：追加が可能であれば、やはりこれは数字が低下する社会的な要因を含めて、何らかの考察が欲しいと思います。それによつては、さっき広報活動でパンフレットを配ってもあまり意味ないみたいなお話もありましたけれども、やっぱりそれも諦めてしまうとここがもっと低下するのではないかと、本当に次に打つべき手にもつながると思うので、ここは何らかの考察が必要ではないかと思っています。

事務局：ありがとうございます。

委員：これだけのボリュームあるものを推進していくための、ここに取り組む男女平等のところ、正確に言えないぐらいよく分からない感じになっていると思うのですが、全部ここにくっつけてしまえばいい、みたいになっていると思うのですが。職員で、常勤の方で役職についていらっしゃる方はどのぐらいいらっしゃる、何人ぐらいのプロジェクトチームとしてこれを8年間ぐらいの計画を行おうとしているのか。プラス、ここの中にこれだけのこと、困難な問題を抱える女性の支援、36ページにあるのですけれども、福祉の充実を図ることが重要だとあるのですが、国分寺市の予算的に福祉の充実はなかなか図っていただけていないと市民として実感しているわけですが、そういう予算化とか、職員が、だって、ここの認知度を上げるにはそれなりの職員、人も割かなくてはいけないし、お金も割かなくてはいけないと思うのですが、それが全く保障されない中これを作ることのむなしさを感じてしまって、絵に描いた餅にしたいくないので、そのためにはそれなりの人とお金を投入してくれるよねというお約束は誰がしてくれるのかしらと、こんなところでこんなことを言うてどうするのだろうと思ったのですが。

取りあえず職員はどのぐらいの人数で今、取り組んでいて、今後増える予定があるのかどうかや、福祉の充実を図りますと計画を立てたのであれば、そのための予算増が見込めるのかということを知りたいです。

事務局：委員ご質問の最後のところについては、多分ご理解の上、聞いていらっしゃるという事を前提にさせていただきます。まず職員の状況です。まず課は、人権平和課となります。男女平等という言葉は入っておりませんが、人権平和課の担当している仕事は、男女平等。もう少し細分化すると、いわゆる性の多様性、セクシュアル・マイノリティの関係も担当しています。それに付随して、相談員はまた別におりますが、いわゆる女性相談等の相談事業を行っています。また、もっと広い目を見た人権という部分、それから平和事業も担当しています。国際交流の関係、姉妹都市の関係を担当しています。

いろいろな事業の中で、正規職員は今5人おります。それから常勤の扱いになるかと思いますが、月額会計年度任用職員が今3名います。その他、時間額会計任用職員が4、5名いるという状況です。このメンバーで今、お話ししたような事業を担当しています。その中で、この男女平等、セクシュアル・マイノリティなどの相談事業も含めて、今いるこの事務局の職員で対応している状況です。

先ほど説明にも少しありましたが、いわゆる困難女性の新法の関係に伴う計画については、今回、この男女平等推進行動計画の策定の時期が合いましたので、この計画の中に一部盛り込んだ形で今計画を、予定したいというところですが、実際の実務を含め、我々だけで当然できるものではありませんので、福祉部門が当然関わってくるところです。そういった意味で福祉の充実という言葉を入れているという経過です。

予算については、今回の困難女性というところで具体的に予算をどうするということは現時点ではできていませんしなかなか難しいかと思っていますが、今後この計画を策定し、計画に基づいて市として進めていく中で、またその事業の再構築や再編成、あるいは手厚くしていく、今後そういったことがないとは言えないと思っています。

委員：今後、こういうことが大事なのだよということが、市民の中にもっと広がっていけば、ここにちゃんと推進センターがあるのだよということがもっと広がっていくとか、そこで活動している人もいるよとか、こういうことが大事なのだよという啓蒙活動とか、もっともっと行われていけば、大事なことから予算を割くべきだねという市民の力が、やっぱりついていくのかなと思うのです。そのための市民が何を大事に思って市政を見守らなくてはいけない、意見を言っていかななくてははいけないかというところの学びの場というのは、やはり大事なのかなと思いました。

委員：31 ページのSDGsのGOALSですね。なぜこれがこれほど大きく表示し

であるのか分らないです。SDGsの要素を本計画に反映します。何を反映したいのかということ、具体的に書いてもらうほうがいいのではないのでしょうか。別にSDGsの宣伝をここでしてもらわなくても全然構わないということです。

それから、34 ページ、計画の目標、「男女の人権を尊重し」この「男女の」というのは外してもらったほうがいいと思うのです。もちろん男女平等の計画ではありますけど、今、その前に配慮することの中に全ての人の人権を配慮ということをもう既に言っているわけですから、言うのだったら、全ての人の人権、全ての人権。そういうことではないでしょうか。ということをおもいました。

あとは、課題3「男女平等意識の醸成」という言葉ですが、いつまで醸成しているのですかという話です。もう醸し出して何十年もたっているわけです。だから、醸成している段階はもうやめてもらい、もっと積極的な言葉にしてもいいのではないのでしょうか。ちょっと考えてもらいたいと思います。私もいろいろ考えたのですが、育成とか形成とか向上とか、何か皆さんあれば。いずれにしても「醸成」はもういいのではないかと思います。

課題1から読んでくると結構、例えば課題2は「場の拡大」であるとか書いてあるわけではないですか。それから、課題4の「広報・啓発活動」。課題5に至っては「人権侵害の根絶」とまで言っているのですから、「醸成」はやめてもらって、もう違う言葉に変えてもらってもいいかなと思います。

それから、中身の話に関しては、この広報・啓発活動等に関しては、今、委員もおっしゃったように、極めて重要で、これまでもどれほど重要だったか分からないのですけれども、この何年か意識調査をやってもほとんど、例えばセンターの認知度が上がらず、大して変わらないということは、どれも不十分だったということですよね。特にこの広報・啓発活動等に関しては、不十分だったと言わざるを得ないと思うので、やはりこれは根本的に見直したほうがいいのではないですかね。どうすればいいのかということをやっぱりみんなで考えて、私たちもそのために集まっているようなものなのですから、どうしたらいいかというのを考えていけるといいなと思います。

委員：そもそも、課題の1から5までありますが、課題2の女性の活躍の場の拡大の中に、課題1の男性中心型の見直しというのが入るのではないですか、というのが1つ、男女平等意識の醸成という課題3の中に、課題4の広報・啓発活動というのが対策として入ってくるという考え方になるはずが、なぜ横並びになるのかがちょっと分かりにくい。女性の活躍の場の拡大というと、当然お仕事のところもあるでしょうし、家庭のところもあるでしょうし、日常生活のところもあるでしょうから。となったときに、そこの仕事の部分だけをピックアップした、その根拠は何なのかというのと、平等意識という心のところの部分の

話であれば、当然、広報はしなければいけないでしょうし、何か周知をするものはしなくてはいけないでしょうし、こういうところを知らしめていく活動も必要になるでしょうから、なぜそれが横並びになるのかというのが、ずっと分からないです。この第2次から変えているという話なので、そもそもこれが横並びになった理由みたいなものがあれば教えていただきたいです。

事務局：理由については今すぐ分かりません。今改めて見て、確かに2の中に1があるとか、あまり不思議に思わずにやってきたところはあったのですが。

委員：でも、この後の、どこの課が何を担当するというのを列記する上で、このスタイルが多分、分担しやすいのだろうと思います。

事務局：そういう側面もあります。施策をまとめていく中で、本当はその課題の骨組みがあって、そこにぶら下がる施策と考えるところなのですけども、施策を作っていく中で、あまりにもいっぱい並んでしまうようなので分類したというところも、確かにあると思います。37、38 ページにそういうふうに見てみると、そんな気もしてくるなというところですよ。

事務局：改めて、まず今、委員からお話しいただいたところも1つ大きな要素になります。今日の会議では、施策の展開、具体的なところは次回以降ですので、当然個々の施策を見ていく中において、ここの体系とはやっぱり一対になるものかと思います。多分、今ここで1つこの課題等の項目を整理したとしても、この後、施策の展開を見ていく中では、またその中で動きというのは出てくるかもしれませんし、またご意見を頂くことがあるかもしれません。

その上で、この現計画。第2次の計画の中では課題1から課題5の整理をして、当時、この5項目を定めて施策の展開をしてきているところですので、そこでの見合いの中でこの課題の位置づけをしてきたところだと思います。

委員が今おっしゃったとおり、例えば課題1と課題2については、課題1は内包されるのではないかという意見はごもっともという面も当然ありますが裏返せば、あえてその課題1として男性中心、いわゆる男性という言葉を出して、現計画を策定する時期、平成27年になりますけれども、その時期においては、少なくとも今よりも男女平等というものが今以上にはできていなかったと。今でもできているというわけではもちろんありませんが、そういったところもあるので、あえて特出しをしていると考えられるのかと思います。

そうすると、課題として1つ1つその展開を整理していく中では、その整理がしやすいように、あるいは各課の中で検証がしやすいようにというところがあって、こういった課題の作りにしてきたと思っているところです。ですので、改めて今、ご意見頂きましたし、ほかの委員の皆様からもご意見頂く中で、その辺の修正や整理、あるいは表現の変更というものが必要であれば、ここでご意見を頂いて、また検討させていただこうと思っております。

事務局としては、今お示しした、課題1から課題5というところで、番号の

整理をお示ししたところです。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。そうすると、次回この1つ1つの施策のところを見ていって、それでまた課題はこうしたほうがという話に戻るという感じですかね。

事務局：その可能性もあると思います。今の話を踏まえて、まだ全然具体的な意見ではないのですが、課題という捉え方がもしかしたら分かりづらいのかなと思っていました。先ほどのご意見のとおり課題1と2は一緒のことでしょう。どっちかというと、施策をうまくまとめるために1と2を分けているわけなのですが、それを課題と言ってしまっているがゆえに分かりづらくなっているという気もしております。一番下にぶら下がるものが施策で、今課題と呼ばれているものは、課題という言葉は使っていますけれども、取組の方針のようなイメージで、現行計画も次期も考えているところがあります。

委員長：男女平等に関して何か問題があるわけですね。まずはその問題を分類して、それぞれの原因が何かを分析して、その原因を改善するためのものが施策だと思うのですが、その原因の分析というのが私はよく見えないのです。これが問題です、これしますというばかりで、では、その原因を分析していなかったら、その改善策というのが、果たして合っていたのか分からないので、そうすると原因の分析というところを、この統計の資料とか、意識調査からできないのかなと思います。

委員：そうですね。もう少し意識調査を読めば、いくらでも何か読み込めるような気がするのです。もちろん個人的な主観が入るかもしれませんが、それは向こう8年間の計画ですから、現時点でも既にクエスチョンマークのところ、この8年もつのかなというか、やはり8年間耐えられるような、もう少し未来を見ながら、この計画が必要なのではないかと思います。

委員：女性の活躍の場の拡大ということで、女性がますます大変さをすごく感じるのですよ。仕事をして、それから仕事が終わると子どもを学童にとか迎えに行くて、ほとんどの女性がそれを今やっている。男性の、お父さんもいらっしゃいますけど、それを垣間見ていると、女性は楽になっていないなど、そんなふうに私は感じているのです。

委員：男性もそうですよね。男性も本当に大変だと思うのですよ。男らしさということは何となく社会的立場として要求される中で、家庭でも女性の顔を見ながらやらなければいけないという、そのつらさというのはあるわけですよね。それがなくなればいいわけですよね。男性もつらくない、女性もつらくない。そういう社会を作っていこうというのがこの計画だと思うのです。どっちもつらかったら生きているのが嫌になるではないですか。幸せ感じられないのですから。

委員：その家庭で育つ子どもはもっとつらいかもしれない。

委員：そういうことになるわけですね。
委員：そうしたら未来が明るくなくなってしまうから。
委員：苦しいだけになってしまいますよね。子どもさんだってかわいそう。
委員：子どもも大変。学童終わって5時、6時にお家へ帰る。
委員：5時、6時に帰れませんから。7時ですから、学童ね。
委員：もうそれ見ているとね。朝7時に並んでいるのですよ、保育園の門が開くの。

そういう思いをしなくても子育てができる国分寺市であってほしい。

人の話取ってしまうようですが、女性の家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまるようになっていっているとありますが、結局、女性が短時間で働ける仕事の内容とか、では、子どもに大変な思いをさせないようにとか考えたときに選べる職種が非常に少なかったり、また賃金もとても安いのです。女性が働こうと思ったときに。国分寺が率先して、そういう雇用に関してもっと雇用主に補助を出すなどすると、短時間でもちゃんとしっかり収入がもらえて、パートナーがしっかり稼いでくれるのであれば、男性もそんなにつらくなくなっていくかなと思ったりします。結局、女性が男性、パートナーに求めている事は、働き続けてほしいというのが圧倒的に多かったですね。男性はそういう目で見られているというのは、つらいところですね。育児とかきっかけに仕事を辞められるのだったら、羨ましいなと思ってしまうかもしれない。でも、女性は実はそれをきっかけに辞めたくないと思っている人のほうが多いけれども、辞めてほしいとパートナーが思っているのだから、辞めるみたいになってしまったりして、うまくバランスが取れていなくて、みんなお互いに首を絞め合っている大人の中で育つ子どもたちはもっと厳しいだろうなど。8年、今、生まれた子が小学校2年生になるので。その間、育つ子が大人になることを夢見て、楽しみに迎えられるような環境を用意しなくてはいけないのではないかと思います。大人になりたくない、大変そう。働くのなんて嫌だ、みたいな子どもを育てたくないと思います。地域活動や自己啓発なんてやっている場合ではないですものね。

委員：地域の人のか、家族の意識を変えるのは本当に難しく、例えばこの夫婦間では……ということもあるかもしれないけれども、それを見た親が息子に、なぜあなたが洗濯したり食器洗ったりするのと言っているかもしれないし、またその反対もあるかもしれない。だから、そういうところが何とか少しずつ変わっていかないとならないのだらうと思います。それを何年も思いを言っているながら変わらない。でも、せめて今度は計画案を作れるのだから、もう少しそこを変えることができるような計画ができるといいなと願っています。

委員：男性も女性も、働きたい、働きたくないも選べればいい。

委員長：他に何かございますでしょうか。議題2のほうになりますが、その他です。

事務局：事務局です。今回ご意見をたくさん頂きましたので、次回のときに、この3の

「施策の展開」以降のところと考えておりました。それはそれで進めさせていただきますが、その課題のところについても、今、委員長や他の委員からもたくさん頂いたように、市民アンケートの結果をもう一度見る。そして、事実を書くのと考察と難しいところがあるかもしれないのですが、もう少し要因、考察も含めた上で課題、大きく5個の課題を変えるというところまでは分かりませんが、ここの記載の部分や、そういったものをもう一度、もう少し見直しを考えています。その上で、次回以降で施策の展開についてもご意見を頂けたらと思います。

他に、成果目標が39ページにあり、こちらは先ほど説明でも少し触れたのですが、施策が固まってきたところで、施策に対してどういう目標かというそのことの関連もございますので、そちらについても施策の展開と併せて、また再度ご意見頂けたらと思っています。今後の方向性としては以上です。

委員長：他に何かありますでしょうか。

事務局：その他ということで1点、ご報告とお願いをさせていただきます。

前回のこの推進委員会でもご説明させていただいたと思いますが、この計画策定に当たり、来月、9月7日の土曜日に、市民ワークショップを開催させていただきます。こちらについては市民参加の1つというところで、推進委員の皆様にもご参加いただくということで今お申し込みいただいているところではありますが、当日の開催に当たり、市民の方のご参加がありますので、そういった方々に少し配慮も必要と思っています。言い方大変失礼になるのかもしれませんが、委員の皆様におきましては、今日も含めてこういった推進委員会ですとか、いろいろご意見お話を伺う機会がありますので、その辺りのご配慮についてはお願いしたいと思っています。ご参加いただき、ぜひ市民の皆様と意見交換なりというところは大変ありがたいですし、お願いしたいところですが、進め方でありまして、その辺はご配慮いただければということでのお願いです。

委員長：ちなみにどれぐらい申し込まれているのですか。

事務局：7名という状態でございます。

委員長：それは、広報は市報だけだったのですか。

事務局：市報、ホームページ等で広報しております。

事務局：6月に男女共同参画講座を行いまして、そのときに市民ワークショップの予告をしましたので、個別のご案内をさせていただけるという方には個別のご案内をしています。申し込み期間まだまだありますので、これから各施設にチラシを置いたり、やれることはやろうと思っていますが、今のところ7名です。定員は50名で考えているのですが。

事務局：お願いついでに大変恐縮ですが、委員の皆様のお知り合いとか、ご興味あるような方いらっしゃいましたら、お声がけしていただけるとありがたいと思って

おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：それでは、これで本日の推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —